

## ○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年三月二十八日政令第九十九号）

（法第十六条の三第一項の政令で定める業務）

第十五条 法第十六条の三第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

- 一 炊事
- 二 洗濯
- 三 掃除
- 四 買物
- 五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施される）ものに限る。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の三第一項の政令で定める要件）

第十六条 法第十六条の三第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
- 三 家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の三第一項の政令で定める基準）

第十七条 法第十六条の三第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条の三第三項に規定する 指針に照らして必要な措置を講じていること。
- 二 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な 経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な その他の能力が十分であること。
- 三 本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること。
- 四 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ～ホ （略）
  - へ 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
  - ト・チ （略）
  - リ 法人であって、その役員のうちイからチまでのいずれかに該当する者があるもの

又 (略)